

四国地方整備局告示第九号  
土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十八年三月二十四日

四国地方整備局長 北橋 建治

第 1 起業者の名称 愛媛県

第 2 事業の種類 県道今治丹原線改築工事（愛媛県今治市神宮字吉田地内から同市高橋字大縄田地内まで）並びにこれに伴う農業用道路付替工事

第 3 起業地

- 1 収用の部分 愛媛県今治市神宮字吉田、字太郎丸、字下田、字御池、字ヲトロ、字松ノ下及び字杉ノ下、矢田字大坪、字向畑及び字城ヶ谷並びに高橋字佐夜ノ谷、字上谷、字国木、字多々羅、字蓮葉、字真木ノ辻、字立丁、字筋違、字惣平、字柳、字外柳、字大角及び字大縄田地内
- 2 使用の部分 愛媛県今治市神宮字吉田、字太郎丸、字下田、字御池、字ヲトロ、字松ノ下及び字杉ノ下、矢田字大坪及び字向畑並びに高橋字佐夜ノ谷、字上谷、字国木、字多々羅、字蓮葉、字真木ノ辻、字立丁、字筋違、字惣平、字柳、字外柳、字大角及び字大縄田地内

第 4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、愛媛県今治市神宮字吉田地内から同市高橋字大縄田地内までの延長2,760mの区間（以下「本件区間」という。）における「県道今治丹原線改築工事並びに農業用道路付替工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業のうち、県道今治丹原線改築工事（以下「本体工事」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3

号の都道府県道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

また、本体工事の施工により遮断される農業用道路の従来の機能を維持するための付替工事は、法第3条第5号に掲げる土地改良区が設置する農業用道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

## 2 法第20条第2号の要件への適合性

県道今治丹原線（以下「本路線」という。）は、道路法第7条の規定により愛媛県知事が県道に認定した路線であり、愛媛県は、同法第15条の規定により本路線の道路管理者であることから、起業者である愛媛県は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

## 3 法第20条第3号の要件への適合性

### (1) 得られる公共の利益

本路線は、愛媛県今治市延喜地内を起点とし、旧朝倉村（現今治市）を経て、西条市丹原町池田地内を終点とする延長約25.2 kmの幹線道路であり、一般国道196号を補完するとともに、本路線周辺地域と国道196号、国道317号並びに西瀬戸自動車道今治ICとを連絡する住民の日常生活、地域間交流にとって欠くことの出来ない重要な路線である。また、本路線区間内には、独立行政法人都市再生機構が地方都市開発整備事業として施行する今治新都市第一工区が計画されており、そのアクセス道路の役目も果たすこととなっている。

しかしながら、このうち本件区間に係る現道（以下「現道」という。）は、道路幅員が約2～4 mと狭小であり、一部通行不能区域やクランクになっている所があり、自転車歩行者道も設置されていないため、車両の円滑な通行、歩行者の安全が確保されていない上、平成18年秋より一部分譲を開始する今治新都市からの交通需要の増大に対処出来ない状況であり、幹線道路としての機能に大きな支障をきたしている。

本件事業の完成により、両側に自転車歩行者道を備えた2車線道路が整備されることから、自動車と歩行者等を分離した安全で円滑な通行が確保されるとともに、地域住民の日常生活、地域産業の発展、経済の活性化及び地域間連携の推進

に大きく寄与するものと認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるため、環境影響評価は実施されていないが、騒音、振動、大気質等の与える影響については、起業者において現地踏査、周辺他事業箇所データ等を基に検討を行った結果、環境保全目標を達成することが予測されており、地域社会の生活環境に与える影響は極めて小さいものと認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

#### (2) 失われる利益

本件区間内の土地には、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

#### (3) 事業計画の合理性

本件事業は、今治新都市関連の交通需要増大に対処し、安全で円滑な交通を確保することを主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）第3種第3級並びに第4種第2級の規格に基づき、両側に自転車歩行者道を備えた2車線道路を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成12年4月28日に都市計画決定されており、事業計画の基本的内容は都市計画と整合しているものである。

さらに、本体工事の施工に伴う農業用道路付替工事の事業計画は、施設の位置、構造、形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

### 4 法第20条第4号の要件への適合性

#### (1) 事業を早期に施行する必要性

現道は、3(1)で述べたように、安全かつ円滑な交通が著し

く阻害されている状況であり、また今治新都市関連による交通需要の増大に対処する必要があることから、できるだけ早期にそのような状況の解消を図る必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 愛媛県今治市役所